



令和5年 第1回定例会：2月9日

## 彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

## 令和5年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| ○招集告示                   | 1  |
| ○議事日程                   | 2  |
| ○会議に付した事件               | 2  |
| ○出席議員（10名）              | 2  |
| ○欠席議員（0名）               | 2  |
| ○説明のため出席した者             | 2  |
| ○事務局職員出席者               | 3  |
| ○開 会（午後 1時30分）          | 4  |
| ○議事日程の報告                | 4  |
| ○会議録署名議員の指名             | 4  |
| ○会期の決定                  | 4  |
| 議会運営委員長報告               | 4  |
| 採決                      | 5  |
| ○議案第1号の上程、提案説明          | 5  |
| 石井直彦 管理者                | 5  |
| 内山正一 事務局長               | 6  |
| ○上程議案の質疑                | 7  |
| 質疑 10番 竹田悦子 議員          | 8  |
| 答弁 内山正一 事務局長            | 8  |
| ○上程議案の討論～採決             | 8  |
| ○議案第2号及び議案第3号の一括上程、提案説明 | 9  |
| 石井直彦 管理者                | 9  |
| 内山正一 事務局長               | 10 |
| ○上程議案の質疑                | 13 |
| 質疑 10番 竹田悦子 議員          | 13 |
| 答弁 内山正一 事務局長            | 14 |
| 再質疑                     | 15 |

|                |     |
|----------------|-----|
| 再答弁            | 1 6 |
| ○上程議案の討論       | 1 6 |
| 10番 竹田悦子議員     | 1 6 |
| ○上程議案の採決       | 1 7 |
| ○議案第4号の上程、提案説明 | 1 7 |
| 石井直彦 管理者       | 1 7 |
| 内山正一 事務局長      | 1 8 |
| ○上程議案の質疑       | 2 0 |
| 質疑 10番 竹田悦子議員  | 2 0 |
| 答弁 石井直彦 管理者    | 2 1 |
| 答弁 内山正一 事務局長   | 2 1 |
| 再質疑            | 2 1 |
| 再答弁            | 2 2 |
| ○上程議案の討論～採決    | 2 3 |
| ○特定事件の委員会付託    | 2 3 |
| ○閉会（午後 2時41分）  | 2 4 |
| <hr/>          |     |
| ○署名議員          | 2 5 |

彩広清告示第1号

令和5年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を、2月9日小針クリーンセンター  
2階会議室に招集する。

令和5年1月30日

彩北広域清掃組合  
管理者 石井直彦

令和5年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和5年2月9日（木） 午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例）
  - 第4 議案第2号 彩北広域清掃組合個人情報の保護に関する法律施行条例  
議案第3号 彩北広域清掃組合職員の定年等に関する条例等の一部を改  
正する等の条例
  - 第5 議案第4号 令和5年度彩北広域清掃組合会計予算
  - 第6 特定事件の委員会付託
- 

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○ 出席議員（10名）

|    |       |    |     |       |    |
|----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 町田光   | 議員 | 2番  | 小林修   | 議員 |
| 3番 | 柴崎登美夫 | 議員 | 4番  | 細谷美恵子 | 議員 |
| 5番 | 小泉晋史  | 議員 | 6番  | 芝寄和好  | 議員 |
| 7番 | 江川直一  | 議員 | 8番  | 高橋弘行  | 議員 |
| 9番 | 吉田豊彦  | 議員 | 10番 | 竹田悦子  | 議員 |

---

○ 欠席議員（0名）

---

○ 説明のため出席した者

石井直彦 管理者  
並木正年 副管理者

小 卷 健 二 会 計 管 理 者  
江 森 裕 一 参 与  
高 坂 清 参 与

---

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長 内 山 正 一  
主 幹 今 井 剛 史  
書 記 福 田 延 孝

---

午後 1時 30分 開会

○吉田豊彦議長 皆様、こんにちは。本日、皆様には公私とも極めてご多忙なところ、本組合議会定例会にご参集していただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和5年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

---

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

それでは、座らせていただいて、議事を進めさせていただきます。

---

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

7番 江川直一 議員

8番 高橋弘行 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 8番 高橋弘行議員。

[高橋弘行議会運営委員長 登壇]

○高橋弘行議会運営委員長 それでは、議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、去る2月2日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いた

しております。令和5年第1回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり、決定した次第であります。

議員各位におかれましては、是非この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

---

#### △議案第1号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和5年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスやインフルエンザあるいは世界情勢など、不安がいまだ付きまとう中で令和5年を迎えたわけですが、各種イベントの再開など、地域のにぎわいが戻りつつあると感じております。そんな中におきまして、本組合におきましても引き続きできる限りの感染防止対策を講じながら、住民の皆さんが安心できる安定的なごみ処理を継続してまいります。議員各位におかれましても、引き続きのご理解、ご協力をお願いいたします。

本定例会においてご審議いただく案件は、専決処分の報告、組合条例の改正及び新年度予算となっております。何とぞ慎重なるご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について、議事日程の順序に従い説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案第1号、専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、昨年の11月30日付で専決処分したものでありまして、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分の内容といたしましては、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を受け、組合構成市における関係条例の改正条例を踏まえ、組合職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の引上げなどを行ったものであります。

なお、詳細につきましては、事務局から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第1号について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案書の1ページをお開きください。議案第1号、専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年11月30日付で専決処分したことから、同条第3項の規定により、組合議会にご報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。このたびの改正は、令和4年8月の国家公務員に係る人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を受け、また構成市の状況を考慮し、組合職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の引上げなどを行ったものでございまして、昨年12月支給の賞与から適用を行うため、令和4年11月30日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別冊になります参考資料、

条例等新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の1ページをお願いいたします。  
第1条の規定による改正内容は、第16条の5の勤勉手当に関する規定及び別表第1、行政職給料表の改正でございます。勤勉手当の12月支給割合を再任用職員以外の職員については、100分の95から100分の105に、再任用職員については、100分の45から100分の50に引上げを行うものでございます。この引上げに伴う影響額は19万7,865円、1人平均3万9,573円の増となっております。

別表第1、行政職給料表の改正では、人事院勧告に倣った構成市の給料表に準拠し、引上額は200円から4,000円、平均改定率0.2%となっております。該当となる職員は3級において2名でございます。

次に、新旧対照表8ページになりますが、第2条の規定による改正内容が第1条で改正した勤勉手当につきまして、年間合計支給率を変えずに、6月期と12月期の平準化を図るため、第16条の5第5項第1号が再任用職員以外の職の支給率を100分の105から100分の100に、第2号が再任用職員の支給率を100分の50から100分の47.5にするものでございます。

議案書に戻りまして、8ページをお願いいたします。施行日でございますが、附則第1項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。なお、ただし書にありますように、第2条の勤勉手当の平準化の改正規定につきましては、令和5年4月1日から施行することとしており、附則第2項で、第1条の給料表の改正につきましては、令和4年4月1日から遡及適用を行うこととしております。

次に、附則第3項は、第1条の適用に当たり、改正前の給与条例により支給された給与を給与の内払とみなす規定となっております。

以上で議案第1号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上で細部説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方は挙手してご通告願います。

————— 10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 すみません。専決処分なので、もうあれですけども、給料表と、それから予算書の中身で見ますと、例えば職員の皆さんの5級の4号給にいるよとかというのを見ると、給与で上がっているのは、改正前が29万6,000円が29万7,000円、例えばその下に行くと、先ほどから説明している400円給料で上がっていると、私は時給だったのか、月給だったのか、よく考えてみると、給料ですから月に400円しか上がらないというふうに理解した時に、この物価高騰の中で職員の皆さんが大変だというふうに受け止めたのですが、全体が本当に大変なのですけれども、この中で予算書の中の5級の4号給は1,000円だという理解でよいのか。それから、7号給になると400円なのですけれども、その理解でよいのかどうか、ちょっとここだけ確認しておきます。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。—————事務局長。

○内山正一事務局長 すみません。1つ確認させていただきたいのですけれども、新旧対照表の改正前と改正後の行政職給料表がございまして、そちらを比較してのご質疑でよろしいでしょうか。

○10番 竹田悦子議員 そうです。

○内山正一事務局長 はい、分かりました。ありがとうございます。では、お答え申し上げます。組合としましては、実際竹田議員さんが言われるように200円や1,000円という金額になってございますが、国、県、構成市に倣った改正になっておりますので、組合としてはこの金額でいいかということは検討しておりません。以上になります。

○吉田豊彦議長 よろしいですか。

○10番 竹田悦子議員 はい、分かりました。

○吉田豊彦議長 他に質疑のある方は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

---

△上程議案の討論～採決

○吉田豊彦議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。  
次に、採決いたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

---

△議案第2号及び議案第3号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第2号及び議案第3号について順次説明申し上げます。

議案書の9ページないし13ページをお願いいたします。

まずは、議案第2号、彩北広域清掃組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてでございますが、本案は個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の全部を改正しようとするものであります。

続いて、議案書の14ページないし37ページをお願いいたします。議案第3号、彩北広域清掃組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてでございますが、本案は国家公務員法及び地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢の引上げなど、所要の整備を行うため、関係条例の一部改正等を行うものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第2号及び議案第3号について細部説明を申し上げます。

まず、議案第2号についてご説明申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正により、従来国の行政機関、独立行政法人等地方公共団体、地方独立行政法人について、それぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなりました。これに伴い、構成市においては12月定例会にて条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項を定めるため、現行条例の全部改正が行われたところでございます。本組合においても同様に、関係条例である彩北広域清掃組合個人情報保護条例について、個人情報の保護に関する法律に基づく所要の改正を実施しようとするものでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。第1条は、趣旨、第2条は、用語の定義を規定するものでございます。現行条例と異なる点といたしましては、第2条に規定しております実施機関について、個人情報の保護に関する法律の対象機関として議会が除外されていることから、本条例においても適用外としております。

第3条は、個人情報取扱事務登録簿について規定するものでございます。

第4条は、個人情報保護の安全管理等のため、個人情報保護責任者を設置するものでございます。

第5条は、個人情報の開示請求の手続、第6条及び第7条は、開示決定等の期限について規定するもので、決定期間について法律では請求があった日から30日以内となっておりますが、住民の利便性を考慮し、現行条例と同様に請求があった日の翌日から起算して14日以内とするものでございます。

第8条は、現行条例と同様に、開示請求に係る手数料を無料とし、コピー代、郵便料等の実費分を徴収することとするものでございます。

第9条は、個人情報の訂正請求の手続、第10条は、個人情報の利用停止請求の手続について規定するものでございます。

第11条は、審議会への諮問について、第12条は、実施状況の公表について、第13条は、委任規定となっております。

附則でございますが、施行期日、経過措置を定めるものでございまして、施行日は、令和5年4月1日からとするものでございます。

以上が議案第2号の説明となります。

続きまして、議案第3号についてご説明申し上げますので、議案書の14ページをお願いいたします。地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されました。改正法では、国家公務員において定年が令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずることをその内容とするものでございます。

改正法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、構成市においては12月定例会にて職員の定年等に関する条例ほか関係条例の一部改正が行われました。つきましては、本組合においても構成市同様に、彩北広域清掃組合職員の定年等に関する条例及び関係条例について、所要の改正を実施しようとするものでございます。

参考資料、新旧対照表の9ページをお願いいたします。本改正等条例は関係する7条例について改正等を行うものでございまして、7条建てとしております。第1条は、組合職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。目次を新たに設けておりますが、第2章が定年制度、第3章が管理監督職勤務上限年齢制、第4章が定年前再任用短時間勤務制に係る規定となっております。定年制度につきましては、10ページになりますが、第3条にて職員の定年年齢を現行の60歳から65歳としております。管理監督職勤務上限年齢制につきましては、いわゆる役職定年制でございまして、11ページ、第6条にて、対象となる管理監督職範囲を定めており、続く第7条で、その上限年齢を60歳と規定し、12ページ、第8条で、降任等、これは管理職以外の職への人事異動のことですが、その

基準について、第9条で特定の条件下における降任異動期間の延長等について規定しております。定年前再任用短時間勤務制につきましては、60歳に達した日以降に退職をした者を短時間勤務の職に採用することができる制度でありまして、15ページ、第12条及び第13条にて規定しております。

16ページ、附則でございますが、第3項、定年に関する経過措置として、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間で2年ごとに区切り、段階的に65歳への引上げを行うこととしております。なお、現在の組合プロパー職員につきましては、令和13年3月末までに60歳に達する職員はおりません。

続いて、18ページ、第2条の規定による組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、附則として、定年引上げに伴う降給に関する経過措置を規定するものでございます。

続く19ページ、第3条の規定による組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、定年引上げにより、給料が減額する職員について、その減ずる額が受ける給料の10分の1を超えないようにする定めを追加するものでございます。

20ページから22ページになりますが、第4条の規定による組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正による引用条項及び用語の整理を行うものでございます。

続く23ページ、第5条の規定による組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第2条及び第10条では、育児休業をすることができない職員、育児短時間勤務をすることができない職員として、改正後の定年条例第9条にて、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものでございまして、第17条以下の改正は、用語の整理となっております。

28ページから33ページになりますが、第6条の規定による組合職員の給与に関する条例の一部改正は、第4条では60歳を超える職員の昇給は行わない旨を規定しております。また、附則にて、定年引上げに伴う経過措置を8項にわたり規定しており、その内容は、60歳に達した職員がその後最初の4月1日以後に受ける給料月額、基礎となる給料月額の70%とすることに関する規定となっております。33ページの別表第1の改正は、職員の区分に係る用語の整理を

するものでございます。

続いて、議案書に戻りまして、29ページをお願いいたします。第7条は、地方公務員法の改正により、再任用制度がなくなることから、関係条例であります組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、第1条で、本条例の施行期日を令和5年4月1日としております。附則第3条から附則第6条と附則第12条及び附則第13条は、定年の段階的な引上げ期間においては、年金支給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするための経過措置であります暫定再任用職員制度について規定するものとなっております。

以上で議案第2号及び議案第3号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明を終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 議案第2号から質問をしてみたいです。

この中で、第3条のところいわゆる個人情報保護法に伴う個人情報保護条例の改正は、全国一斉に行われるわけで、鴻巣でも12月議会で行われましたけれども、この組合で所有している個人情報取扱いの事務登録というのは、どういうものがあるのか、まず1点目に伺っておきます。

それから、2点目ですが、これちょっと通告しなくてあれだったのですが、議会に関する部分については、この条例に入らないよということが先ほどご説明がありました。確かに鴻巣もそうですけれども、3月議会にいわゆる個人情報の取扱いに対して、議員のその取扱いというのはまた別途に出るようになるのですが、議会の中で取り扱っているものとして、例えば請願とか、あと陳情というのは組合議会に対して出されてきていますよね。そういう点からいうと、その議会人としてのこの取扱い部分は、今後この条例との関係でどのようになっていくのか、2点目にお聞きをしておきます。

それから、3点目が、情報公開個人情報保護審議会というのが、これもまた今までは各団体の中でやられていたわけですが、今度個人情報保護法に伴ったいわゆる規定によって決まってくるのですが、この情報公開個人情報保護審議会がこの条例の中でこれまでどのような運営がされていたのか、今後の審議会の在り方も含めてどのように変わっていくのかを2点目にお尋ねをしておきます。

それから、あと議案第3号ですが、附則の中で対象者はいないということで、61、62、63、64、65に定年延長になってくるのですけれども、いないということは分かりましたが、ではその年金との関係で、例えば定年延長になるということが現役で頑張ってくださいという働き方だというふうに思うのですが、その間に7割減らされる、60過ぎたら給与が70%になるよというのがこの条例の中でも書かれていますけれども、では今までの生活の差額分というのは年金で支給されていくのか、この点は国との制度の関係もありますが、ちょっと確認をしておきたいと思います。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 では、お答えいたします。

まず、議案第2号の関係で、まず個人情報取扱事務登録簿に関する情報はあるのかというご質問なのですけれども、本組合の個人情報の取扱事務としましては、1点目として、一般廃棄物搬入受付業務がございます。2点目として、一般廃棄物処理減免申請をはじめとする各種申請書の取扱業務などがあります。これらの個人情報につきましては、新条例で規定する登録簿で管理をしていきます。

続きまして、個人情報の取扱いで議会が除かれるということの対応につきましては、組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を受けまして、保護対策を行う実施機関から議会が除かれることとなります。組合構成市の行田市及び鴻巣市の議会において、3月議会で議員提案の議会個人情報保護条例の上程が予定されております。組合としましては、行田市の議決後に管理者提案の条例として3月末までに専決処分をいただきまして、4月1日の施行に間に合わせたいと考えております。条例内容につきましては、今回の議案第2号が行田市に倣い整備をしたことから、こちらも行田市のものを参考に進めたいと考えております。

続きまして、議案第3号の年金との関係でございますが、令和5年度から2年

に1歳ずつ段階的に定年の年齢が上がっていくのですけれども、最終的には年金が今年の退職の方から65歳にならないと支給されないことになっておりまして、そのための経過措置ということで、暫定再任用職員制度がございます。これをもって対応させていただきたいと思います。以上です。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 答弁漏れ。第11条についてお尋ねしています。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 11条ですね。申し訳ありませんでした。

組合としましては、審議会にかけたケースはございません。必要に応じて審議会を開いていきたいと存じます。以上です。

○吉田豊彦議長 よろしいですか。再質疑。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 はい、分かりました。個人情報保護の取扱いの事務については、いわゆる搬入者とか、そういうのは氏名書きますから、それも登録簿に記載されていくと思うのですけれども、議会に関する資料というのは、例えば鴻巣の中でもこれから審議されると思うのですけれども、議員の場合は罰則規定があるというふうに向っているのです。まだこれから出てくるので詳細には分かりませんが、そういう点からいうと、罰則規定があるものだからこそ、議会の議員提案でやるということを考えたときに、管理者提案で専決処分をしてもよいのかというふうにちょっと私は先ほどの答弁を聞いて感じたのです。例えば請願とか陳情がこの間に出されたりとかしていますよね。そういう部分なども含めたときに、私どもは誰がこの署名をしたとかということも含めたときに、しっかりと管理しなくてはいけない立場であるわけですが、そういう議会の中のその議員の個人情報保護の取扱いとその罰則規定との関係では、どうなのか。そこら辺について詳細、管理者提案でいいのかも含めてちょっと認識を伺いたいというふうに思います。

それから、議案第3号は、再任用制度とか、再任用制度も今、再任用になっている人は、暫定再任用制度とか、定年前再任用制度とか、これ職員でもいろいろな職員が鴻巣でも出るということ分かりましたけれども、この65歳にならないと年金が支給されないという、国の制度ですから、ここでいろいろ議論してもし

ようがないと思うのですけれども、給料が減らされて、短時間定年前任用職員になってということは、なかなか生活の保障されないような環境になっていく厳しさがあるのではないかというふうにちょっと思っているのですが、そこら辺との関係がもっと7割ではなくて、全額とか、そういう独自性のものというのは持てないのかどうかだけちょっと認識を伺っておきます。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 お答えいたします。

まず、議会の個人情報に関する条例の関係ですが、実際罰則規定がございまして、現在組合では、検察庁に罰則の事前協議をしている最中でございます。本来的には議会側から提案するのが適当と考えられますが、地方公共団体の個人情報の取扱いに係る条例でございまして、団体の意思の決定議案でありますので、長側から提出することも基本的には可能と考えております。

続きまして、65歳の短時間勤務制等でございますが、これは60歳になり、最初の4月1日までに本人がその後の勤務体系をどのようにするのか希望をとるそうですので、本人に委ねるのが最善だと考えております。以上です。

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 これをもって、質疑を終結いたします。

---

#### △上程議案の討論

○吉田豊彦議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

討論の通告ありますので、反対ですか、賛成ですか。

〔「反対です」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 初めに、反対討論の発言を許します。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 議案第2号です。これは、国が一元化した個人情報保護法に伴う条例改正になります。

先ほどの提案説明でもそうですが、国が一括管理できるようにする。そして、持っている情報を民間とも共有できるような情報管理にすることなども含まれて

いる個人情報保護法の中身になっています。それに合わせた個人情報保護条例の改正の観点と、それからあと議会の議員の個人情報保護条例の改正なども罰則規定があるという点では、非常に重要な中身になっています。そういう点では、自らの部分についてはしっかりと自らが決められるような制度にすべきであるというふうに考えますので、この2点を指摘し、反対いたします。

○吉田豊彦議長 ほかに討論ありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論を終結いたします。

---

#### △上程議案の採決

○吉田豊彦議長 次に、順次採決いたします。

初めに、議案第2号、彩北広域清掃組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、彩北広域清掃組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### △議案第4号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議案第4号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第4号、令和5年度彩北広域清掃組合会計予算について説明申し上げます。

別冊の令和5年度彩北広域清掃組合会計予算の1ページをお開き願います。歳

入歳出予算の総額は、それぞれ5億7,018万8,000円であります。歳出予算の主なものは、人件費等の総務費や現施設の維持管理業務等の事業費など、所要経費について計上したものであります。また、これらの事業を実施するための歳入予算ですが、構成市からの負担金、処理手数料、繰入金及び繰越金等を計上しております。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第4号について細部説明を申し上げます。

別冊、令和5年度彩北広域清掃組合会計予算をご覧ください。こちらの会計予算の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,018万8,000円と定めるものでございます。対前年度比1,176万3,000円の減額となっております。

第2条は、一時借入金の借入最高額を500万円と定めるものでございます。

それでは、歳入予算からご説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項1目組合負担金は4億3,705万6,000円で、対前年度比440万3,000円の減額となっております。

次の2款使用料及び手数料、1項1目処理手数料は9,000万円で、対前年度比540万円の減額となっております。

次の3款財産収入、1項1目利子及び配当金は13万円で、対前年度比4万円の増額、財政調整基金の預金利子を見込んだものでございます。

次の4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は3,800万円で、主には前年度より価格の高騰が続いている電気料に充てるため、基金の取崩しを予定しております。

次の5款繰越金、1項1目繰越金は500万円で、前年度と同額となっております。

9ページ、10ページをお願いいたします。6款諸収入、1項1目預金利子及び次の2項1目雑入は、ともに1,000円で、前年度と同額でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたしますので、11ページ、12ページをお願いいたします。1款議会費、1項1目議会費は69万4,000円で、前年度と同額となっております。

次の2款総務費、1項1目一般管理費は4,988万2,000円で、対前年度比245万2,000円の減額となっております。主な減額要因は、人事異動による人件費及び公会計業務の見直しなどによるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。13ページ中段、2款2項1目監査委員費は5万7,000円で、前年度と同額でございます。

次の3款1項事業費は5億1,850万5,000円で、全体で見ますと対前年度比931万1,000円の減額となっておりますが、目ごとに説明をさせていただきます。

1目事業総務費は2,214万円で、対前年度比38万2,000円の増額となっております。主な増額要因は、組合所有の自動車3台の車検の年であること及び委託料において作業単価を増額したことによるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。15ページの中段、2目維持管理費は8,437万5,000円で、対前年度比4,630万3,000円の減額となっております。主な減額要因は、右側16ページの備考欄、10節需用費の修繕料でございまして、6,500万円は対前年度比4,500万円の減額計上となっております。前年度までに実施をした補修実績などを考慮し、今後は焼却炉内の耐火レンガの部分補修等の定期修繕を中心に実施していく予定でございます。

15ページの3目塵芥処理費は4億1,161万7,000円で、対前年度比3,657万円の増額となっております。主な増額要因として、右側備考欄、10節需用費の上から2行目、電気料9,883万1,000円は、対前年度比3,588万5,000円の増で、原油、天然ガス輸入価格高騰による燃料費調整単価の引上げなど、受電契約単価の改正を見込んだものでございまして、増額分の財源につきましては、財政調整基金の取崩しを見込んでおります。

12節委託料の焼却灰等運搬業務委託料1,518万2,000円は、対前年度比132万4,000円の増で、燃料費の高騰に伴う運搬単価の増を見込んだ

ものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。4目地元対策費は24万3,000円で、前年度と同額の計上でございます。

次の5目基金費は13万円で、歳入で見込んだ財政調整基金の預金利子を同基金として積み立てるものでございます。

続く4款公債費、1項1目利子は、前年同様5万円で、一時借入金の利子を見込んだものでございます。

次の5款予備費は100万円の計上で、前年度と同額でございます。

19ページから28ページにつきましては、職員の給与費明細書となっております。

29ページをお願いいたします。組合負担金調書でございますが、組合規約に基づく負担金の計算書となっております。

以上で、議案第4号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 議案第4号の7ページ、8ページです。組合負担金ということで構成市からそれぞれの予算計上がされています。予算編成権者にお伺いたします。

これは、従来どおりの負担金の割合だというふうに思いますが、予算編成に当たって、正副管理者間ではこの負担金の話合いというのはどのようにされて、この数字になったのか、経緯なども含めてお答えをいただきたいと思います。

それから、2点目が15ページ、16ページです。維持管理費の中の14の搬入道路舗装修繕工事費100万円が計上されています。どこのエリアなのか、また搬入路ですので、たくさんの清掃車が入ってくると思うのですけれども、1日の平均搬入台数、一般、事業系、それから自己搬入の台数などもあると思うので、

その件数についてお答えをいただきたいと思います。以上、2点です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———管理者。

○石井直彦管理者 お答えいたします。

先ほどのご質問ですけれども、正副管理者の間の話合いの経過というのですけれども、実際にはこの予算の段階ではあくまでも今までので、これからいろんな形でまた出てくるとお思いますので、それはそのときに判断していけばいいのかなと思います。ですから、その経過については、事務方の方できちとした形で今やっています。ですから、予算は従来どおり計上させていただいています。以上です。

○吉田豊彦議長 ———事務局長。

○内山正一事務局長 議案第4号の搬入路舗装修繕工事費についてお答え申し上げます。

ここの部分でございますが、この小針クリーンセンターの入り口から100メートルぐらいの部分が特に傷みが激しくて、その部分を修繕するということで上げたものになります。また1日の平均台数、搬入車等の平均台数でございますが、令和3年度の全体としますと184台になります。細かく言いますと、一般が78台、事業系が43台。以上です。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 私、予算編成権者に伺いましたら、あくまでも従来どおりの負担割合でやったというお答えでしたけれども、ではその間にどんな経緯があったのというのでお伺いしたら、事務方からというふうに管理者から発言をされたのですが、事務方がそのことについて答えていない。ですので、答弁漏れなのです。お答えください。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 お答え申し上げます。

構成市間の協議に基づきまして、規約変更の手続が現在行われております。そのように認識しているところでございます。以上です。

○吉田豊彦議長 他にありますか。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 では、再質疑を行います。

ということは従来どおりの負担割合で令和5年度はやると。規約の変更を行うということは、いつ頃の予定でやろうとしているのか、タイムスケジュールも含めて話し合いは継続的に行われると思うのですけれども、どのようなスタンスで行う予定なのか、それは正副管理者間での話し合いなのかも含めて、ちょっと全体の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

それから、搬入路の舗装修繕工事100万円で、傷みが激しいということで、先ほどのを計算すると1日の平均台数は184台で、一般系が78、事業系が43ということは、あと残りは自己搬入車だという受け止めでよいのか、この点を確認します。

それで、私は非常に傷みが激しいという点では、舗装の仕方、当然舗装が薄ければ傷みも激しいわけで、そういう点で100万円で済むのかも含めて、この100万円の根拠というか、やはりパッカー車ですので、車両そのものが重たい。そのほかにごみを運んでくるわけですから、その点で100万円のその根拠と今後の傷みとの関係でどうなのか、あわせて再質疑しておきます。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———管理者。

○石井直彦管理者 負担割合についてお答えいたします。

ある程度進んでいるのですけれども、今、いつにという形ではなくて、まだ時期だとか、いろんな手続がありますので、その手続が終わり次第、いろんなまだいつという形で決めてしまうわけにいかないの、その手続をきちとした上で日程のほうも的確に処理していきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

○吉田豊彦議長 次に、執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 議案第4号の搬入道路舗装修繕工事についてお答え申し上げます。全体が184台で、一般、事業121台と申し上げまして、差額の63台は収集等のその他の車両になります。

○吉田豊彦議長 しっかり答弁を答えて下さい。

○内山正一事務局長 1日の平均搬入台数は、一般と事業系の自己搬入台数ということで121台あるのですけれども、そのほかも含めると令和3年度が184台でございました。そのほかになります。

○吉田豊彦議長　そういうことでご理解いただけますか。———10番　竹田悦子議員。

○10番　竹田悦子議員　はい。

○吉田豊彦議長　———事務局長。

○内山正一事務局長　もう一つ、100万円で足りるかというご質問ですが、傷みの激しいところを部分的に補修をしておりますので、この金額で賄っております。以上です。

○吉田豊彦議長　ありがとうございました。

他に質疑もありませんので、これをもって、質疑を終結いたします。

---

#### △上程議案の討論～採決

○吉田豊彦議長　次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長　討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第4号、令和5年度彩北広域清掃組合会計予算について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長　挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### △特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長　次に、日程第6、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項

については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後 2時 41分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

吉 田 豊 彦

彩北広域清掃組合議会議員

江 川 直 一

同

高 橋 弘 行